



一般社団法人

# 新南愛知カントリークラブ美浜コース

## ■ 利用約款 ■

一般社団法人

### 新南愛知カントリークラブ美浜コース

〒470-3235 愛知県知多郡美浜町大字野間字内扇43番地  
TEL: (0569) 88-5522 (代表) FAX: (0569) 87-3232  
TEL: (0569) 87-5911 (予約)

当ゴルフ場ご利用のお客様は、メンバー、ビジターを問わず、安全で快適なプレーをお楽しみいただくため、当クラブ会則、細則の外、下記のゴルフ場利用約款を必ずお守りくださるようお願い申し上げます。

## 記

### 第1条（約款の適用）

当ゴルフ場を利用される方（メンバー・ビジターを問わず）は、当ゴルフ場の諸規則並びに本約款に従ってご利用いただきます。

### 第2条（利用約款の成立）

当ゴルフ場においてプレーをしようとする方は、当日フロントにおいて、所定の名簿に署名して下さい。それにより、当ゴルフ場（会社）は署名者の施設利用をお受けすることになります。

### 第3条（利用の申込）

プレーの申込は、当ゴルフ場の申込規定に従っていただきます。

### 第4条（利用の拒絶）

当ゴルフ場は、次の場合には、利用をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
2. ビジターについては、メンバーの同伴または紹介等がないとき。
3. 天災その他止むを得ない事情により、ゴルフ場を休場するとき。
4. 利用者が公の秩序、もしくは善良な風俗に反する行為を、なすおそれがあると認められるとき。
5. メンバーはビジターとして、暴力団関係者及び反社会的団体に所属する者を同伴または紹介してはならない。  
また、前記団体に所属していた場合もこれに含まれます。
6. その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

### 第5条（休日・開場時間）

当ゴルフ場の各施設の休日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

### 第6条（利用継続の拒絶）

当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為があったとき。
2. 当ゴルフ場に対して、好ましくない行為があったとき。
3. 天災その他止むを得ない事情により、施設の利用ができないとき。
4. その他本約款に違反したとき。

### 第7条（金銭・その他高価品）

金銭その他高価品については、当ゴルフ場備え付けの貴重品ロッカーにお預け願います。ロッカー収容品については各自の責任において管理し、その事故については、当ゴルフ場は責任を負いません。

## 第8条 (携帯品・自動車)

携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難・損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

## 第9条 (宅配便の取扱)

宅配便によるゴルフクラブ・バッグ・シューズ等のお取り次ぎはいたしますがお取り次ぎ中のこれらの物品の盗難・紛失・損傷等の責任は負いません。

## 第10条 (ロッカーの鍵)

ロッカーの鍵は、お帰りになる時、キャディバッグと引き換えにお返しいただくこととなりますので、それまで各自の責任において管理して下さい。鍵を紛失された場合は、実費お支払いいただきます。ロッカー収容品の盗難・紛失等につき、当ゴルフ場は責任を負いません。

## 第11条 (プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフは、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

## 第12条 (ティーグラウンドにおける素振り)

1. 素振りは、ティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外では、なさないで下さい。
2. ショットをしないプレーヤーは、みだりにティーグラウンドに立ち入らないで下さい。

## 第13条 (飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組の打者は、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように、打球して下さい。

## 第14条 (キャディおよびフォアキャディの合図)

キャディおよびフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離以外に進進したと判断されるときに合図ですが、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して、打球して下さい。

## 第15条 (打者の前方へ出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方へは絶対に出ないで下さい。

## 第16条 (隣接ホールへの打ち込み)

1. 隣接ホールへの打ち込みは、特に危険ですからプレーヤーは、自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。
2. 隣接ホールへ打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーには充分気をつけて打球して下さい。

## 第17条 (退避および退避所)

1. 後続組に対し打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終るまで安全な場所に退避して下さい。

2. 退避所の設けてあるホールは、後続組が打ち終るまで、必ず退避所に退避して下さい。

#### 第18条 (ホール・アウト後の退避)

ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、急ぎ次のホールへ進んで下さい。

#### 第19条 (雷鳴があったとき)

雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、避難所等安全と思われる場所に退避して下さい。

#### 第20条 (火気使用の禁止)

1. コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外は厳禁します。
2. マッチの燃えがら、煙草の吸殻は、必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

#### 第21条 (違背の場合の責任)

当ゴルフ場は、次の場合には損害賠償の責任を負いません。

1. 利用者が、第11条、第12条、第13条、第14条および、第16条に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合。
2. 利用者が、第11条、第12条、第15条、第17条、第18条および第19条に違背して自ら傷害等の被害を受けた場合。

#### 第22条 (プレー終了後のクラブの確認)

1. 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いないか確認して下さい。
2. 確認後の、クラブの不足等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

#### 第23条 (ゴルフ場に損害を与えた場合)

利用者が、当ゴルフ場に損害を与えた場合は、直接・間接を問わずその損害額を支払っていただきます。

#### 第24条 (施設内への持ち込み品)

下記のことを施設内に持ち込むことをお断りいたします。

1. 動物ペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 鉄砲刀剣類。
4. 発火・爆発のおそれがあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. その他、人に迷惑を及ぼし、或は不快感を与えるおそれのあるもの、および法律上携帯を禁止されているもの。

#### 第25条 (行為の禁止)

1. とばく・その他風紀をみだす行為。
2. 物品販売・宣伝広告等の行為。
3. 他人に迷惑をおよぼし、または不快感を与える行為。
4. 利用者以外 (ギャラリーを含む) のコース内立ち入り (特に許可する場合は除く)。なお、特に許可した場合でも、利用者以外 (ギャラリーを含む) が、傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

以上